

# 企業会計と税制等の将来像に関する 中間論点整理について

—企業会計と税制等の将来像に関する研究会から—

大西又裕\*

## 要 旨

会計ビッグバンが始まって10年になるが、その評価については様々な議論がなされ、わが国の会計基準などのレベルも上がったとされている。一方で、依然として国際的調和の問題や監査など現実には様々な問題に直面している。ひとまずビッグバンは収束するのか。これは『現時点は第二のステップへの段階であり、広く会計監査などに関わる残された問題点を共有し将来像を描くことが重要である』と捉えるべきであろう。

本論稿は、将来を見据えるためにまず基本的に認識すべき事柄（投資・市場・経営を結びつけ貯蓄から投資への流れを確立する・そのための会計・ディスクロージャーの役割など）について概観し、その後、具体的な論点出しを行っている。（その中では投資家の視点、新しい金融商品と評価・開示、会計の新しい段階への移行期での課題などを扱っている。）

あくまでも将来像を描く問題点の発掘、材料探しを試みている段階であり、中間論点整理とした。今後引き続き、本研究会の各メンバーの先生方に更に課題を掘り下げていただき、研究を深めることとしたい。

---

\* 金融庁金融研究研修センター 特別研究員、税務大学校主任教授

## 目 次

I	はじめに	1
II	基本的に認識すべき構造とは	2
1.	インフラとしての会計・監査・開示制度の整備	2
2.	投資家を巡る考え方の整理	6
3.	金融商品経済への対応	6
4.	マクロ経済的な影響についての認識・分析	7
III	具体的論点整理	9
1.	投資家の視点の確認作業から	9
2.	一律コンバージェンスという表現は正しくない	10
3.	企業開示に偏りすぎ	11
4.	金融商品の評価についての信頼性の確保	11
5.	会計の新しい段階への移行期における諸問題	11
6.	会計基準の整合性確保	12
7.	将来の安定的スキーム像とトライアングル体制の変化	12
IV	おわりに	15

## 企業会計と税制等の将来像に関する中間論点整理について

### I はじめに

1. 本中間論点整理は、金融庁金融研究研修センターの基礎的研究の一つとして、2004年12月より始めた「企業会計と税制等の将来像に関する研究会」<sup>1</sup>の開催の趣旨を踏まえ、同研究会における議論を通じて明確となった問題意識を筆者の個人的見解に基づいて整理したものである。また、今後、同研究会の場で更に議論を続けるための現時点での中間論点整理であるとともに、同研究会のメンバー各位の関心事項についてそれぞれの立場から論考を進めてもらうための材料を提供しようとするものである。<sup>2</sup>

2. 本研究会では、次のような課題を念頭に議論を始めることとした。

(図1参照)

(1)金融資本市場の課題と会計・ディスクロージャーの役割

(貯蓄から投資への流れを進める上でのその重要性を踏まえて)

(2)会計基準の現状と今後の課題

(国際的に遜色のないレベルにあるか、国際的に貸借対照表を重視する強い傾向があるが会計基準の将来像をどう描くのか)

(3)トライアングル体制の意義と今後の方向

(企業会計・会社法・税法が他を支え影響しあってきた「トライアングル体制」の将来や企業会計と税法の乖離拡大をどう考えるのか、調整するのか)

(4)会計基準の限界とこれを補完するもの

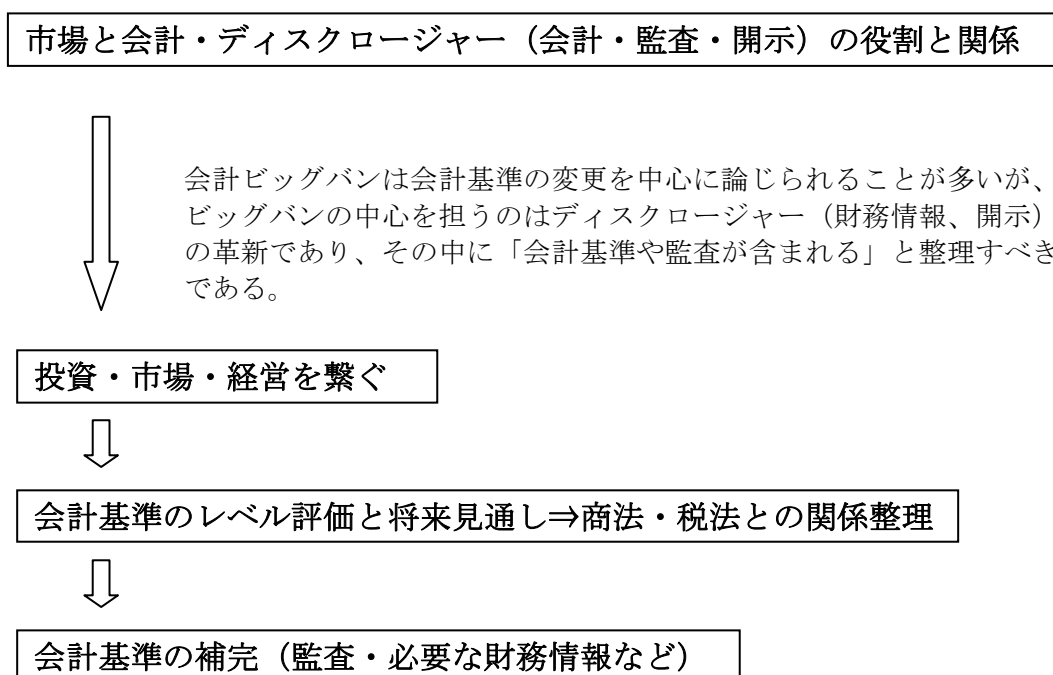
---

<sup>1</sup> 研究会メンバー

大垣尚司 立命館大学教授  
大崎貞和 野村総合研究所資本市場研究主幹  
川村義則 早稲田大学助教授  
大西又裕 金融研究研修センター特別研究員・税務大学校主任教授  
多賀谷充 青山学院大学教授  
持永勇一 新日本監査法人代表社員・公認会計士  
弥永真生 筑波大学教授  
吉野直行 金融研究研修センター長・慶應義塾大学教授

<sup>2</sup> 筆者は1995年から2年間旧大蔵省証券局で企業会計審議会の事務局として会計ビッグバンのスタート時に担当官であったため、これまで本課題については関心を寄せてはきたが、会計学などの知見知識に乏しく、論理的に稚拙な議論に止まっていることをあらかじめお詫びする。また本稿の内容については全て個人的見解であり、金融庁、金融研究研修センター、あるいは税務大学校などの公式見解を示すものではない。

図 1. 課題の構造



3. 筆者の認識では、会計のビッグバンは早くからその必要性が認識されていながら、わが国で具体的な形が見え始めたのは1995年5月の外貨建取引等会計処理基準の全面改訂（作業はそのかなり前から）あたりでそれ以降拍車がかかったのだと考えている。橋本内閣での金融ビッグバンが1996年11月に始まった時点では会計関係者の問題意識は既に高いレベルにあり、経緯や事情をよく知らない一部のマスコミがわが国の国際的な立ち遅れを喧伝していたように記憶する。

このことからその後の会計基準の矢継ぎ早な改正や変化が性急に国際基準への統合を目指すものであるとの誤解を招き、企業経営者層に上手く理解されず、予想外の影響の大きさに戸惑う現象をもたらしたと見ることができる。

現時点でなお社会レベルでの財務会計の重要性の認識はまだ低いと感じる。

4. 現状、会計ビッグバンは減損会計の導入（2006年3月末）でひとまず終わるとの収束感をもたらしており、今後このような性急な改革を再度味わうのは堪らないといった声を聞く。しかし依然としてわが国の会計ディスクロージャーのレベルが欧米のそれと比較して遅れているという自虐的先入観も根強い。その批判も会計基準か監査か会社経営の有り様か、所在が曖昧で混沌とした不安から発生している。現時点はこの混沌の中で、新しい秩序、形を形成していく「第二のステップ」へと進んでいるというべきところであり、改めて残された問題点を明確に共有し将来像を描くことが極めて重要であると考える。

## II 基本的に認識すべき構造とは

### 1. インフラとしての会計・監査・開示制度の整備

(1) 内外から信頼される国際市場としてその特性を活かした日本市場発展のためのインフラとして、会計・監査・開示制度の整備をさらに進める必要がある。既にこの10年間に国内においても

リスクテイクとリターンについて大きく理解が進められ、海外から国内市場へのマネー投資が増加しており評価できる。しかし今後も国際的な市場整備の大波の中にあり続けるとの認識が必要であり、わが国の投資・市場・経営関係者の認識の更なる向上が求められる。<sup>3</sup>

(表 1 参照)

(2) 会計ビッグバンはわが国の企業経営に極めて大きな影響を与えた。従来財務諸表に表されてこなかった資産運用効率の低さや含み損などを顕在化させ、持合株式や不稼動資産の処分、人件費の削減、フリーキャッシュフローの確保や借入金の返済などへの動きがあげられる。それらは構造改革として今日の企業利潤の回復のきっかけになったと見ることができよう。しかし今後の改正に当たっては、会計の影響力の大きさゆえに十分な検討と幅広い共通認識が求められる。これが投資・市場・経営を結びつけ、貯蓄から投資を支える軸となる。

(3) 監査面で公認会計士・監査法人業務の質の向上が図られているが、専門技術的作業であり、今後その成果をより具体的に市場などに示す必要がある。(特に日々の監査業務から抽出される問題点を会計制度全般の中で咀嚼し、より良い監査・開示に繋げるという動きに未だ乏しいとの意見を聞く。)

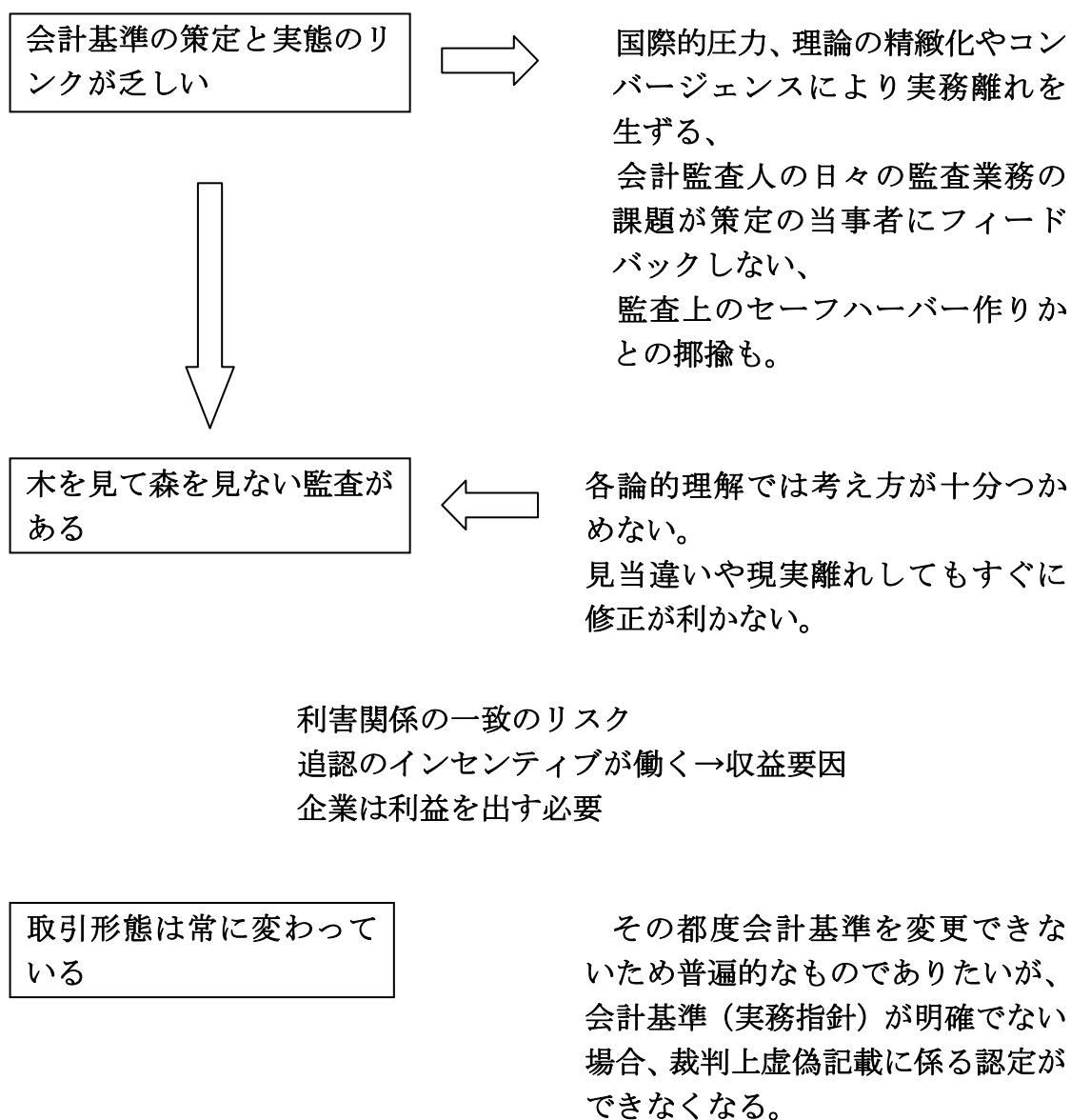
また指導的監査<sup>4</sup>の積極的活用が求められているではないか。

(図 2 参照)

<sup>3</sup> 企業防衛上上場廃止する動きが見られるが、改めて市場の意義や関わり方を認識すべきであろう。

<sup>4</sup> コンサルティングとは峻別する必要がある、適正な財務諸表を作成するという意味での指導的監査。

図2. 財務情報が企業実態を反映しなかった原因



→この為、会計基準などの複雑化・膨大化へ

表 1. 過去 10 年の主な指標の推移

○ 株式指標の推移(東証第一部上場株式)

年	上場銘柄数	上場株式数 (千株)	時価総額 (百万円)	売買高合計 (千株)	東証株価指数 (TOPIX 平均)	株価純資産倍率 (平均 PBR)
1995	1,255	333,007,232	350,237,510	88,900,959	1,378.93	1.9
1996	1,297	336,475,509	336,385,108	96,170,071	1,606.37	1.8
1997	1,327	339,681,769	273,907,955	105,533,074	1,397.37	1.2
1998	1,341	335,503,760	267,783,547	121,595,801	1,178.14	1.2
1999	1,366	343,373,918	442,443,338	151,200,315	1,388.63	1.6
2000	1,447	337,749,076	352,784,685	169,598,555	1,545.22	1.2
2001	1,491	324,566,630	290,668,537	199,531,583	1,195.10	1.0
2002	1,495	308,650,458	242,939,136	207,281,765	979.49	0.9
2003	1,533	317,541,713	309,290,031	307,194,085	918.86	1.2
2004	1,595	323,103,155	353,558,256	357,034,276	1,120.07	1.3

出典:東京証券取引所「東証統計月報」

○ 対内証券投資の動向(決済ベース)

(単位:億円)

年	株 式			公社債等(短期証券を除く)			ネ ッ ト 計
	取 得	処 分	ネ ッ ト	取 得	処 分	ネ ッ ト	
1995	206,081	159,771	46,310	164,630	155,743	8,887	55,197
1996	277,546	226,463	51,083	215,445	176,700	38,745	89,828
1997	325,576	292,457	33,119	245,763	217,889	27,874	60,993
1998	310,360	291,119	19,242	244,564	236,268	8,296	27,538
1999	620,385	508,397	111,988	472,872	495,751	-22,879	89,109
2000	835,593	837,932	-2,339	571,013	470,246	100,768	98,429
2001	779,015	741,061	37,955	522,905	504,878	18,026	55,981
2002	644,372	657,039	-12,666	582,775	618,928	-36,153	-48,819
2003	790,641	692,870	97,772	619,163	641,269	-22,105	75,666

出典:財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

## 2. 投資家を巡る考え方の整理

(1) 最近M&Aなどにおいて投資家などを巡る様々な考え方が提示されている。

企業を取り巻くステークホルダーの中であくまでも基本は「投資家最優先」であるべき。しかし短期的視点の投資家や市場のスピード化（基準等ルールの変更を含む）に振り回され、企業の戦略的・中長期的投資が抑制されてしまうことがある。中長期の投資家と短期のそれとを区別した制度設計が必要となってきた。

ポイズンピルなどでの防衛策が議論されており一部新会社法で導入<sup>5</sup>されるが、短期的視点の投資家を単に排除するのではなく経営側が経営への攻撃材料を明確に認識し是正する手立てや取締役任期の期間中は株主総会から強い権限が委任され経営の自由度を高める手立てを用意することなど新会社法下での整備すべき運用ソフト面での課題は多い。

(2) 「株式」は投資家が将来キャッシュフローを予測した時価により取引される金融商品である。しかし、企業価値<sup>6</sup>やその信用は時間的に捉える必要があり、会計・監査・開示上も何らかの手法が必要であるが、現在はその手段（ルール）が明確ではない。

企業価値の構成要素のうち、経営者の理念、CSR（社会的責任）、無形の価値等の評価を含む持続的な成長力(sustainability)を判断できる会計・開示にかかる総合的手法が必要となっている。<sup>7</sup>その中で様々な利害関係者の中での投資家優先を明らかにすることにより、投資家も目の前の株価変動を追うだけではなく企業の成長力や収益からのリターン（配当）により着目することとなり、これを受けた経営が進められる・・・これが投資・市場・経営の本来のあるべき姿であろう。

## 3. 金融商品経済への対応

(1) 金融商品の多様化に対応できる開示ルールの整備が急務である。この点、直接投資型と市場型間接金融商品では求められる投資情報や開示制度が大きく異なるのではないかと。即ち、集合投資における開示や、企業の全体だけでなく「切り出された部分の金融商品に対応する開示」が適切か検討する必要がある。また、現状では、金融商品の投資リスクが平板に説明されているだけであり、金融商品や投資の性格に応じたリスクの説明が必要と考えられる。<sup>8</sup>

(2) 市場間の競争の観点から一般投資家向けに商品性にあつた投資家保護を考慮すべきである。ITの利用により公告手段などのコストダウンが図られているが、リスクの説明や開示手続きなどが引受や販売手数料を通じて投資者に対しても高コストに繋がっていないかという問題がある。一方、金融商品の特性に応じた販売業者への規制も整備していく必要がある。

(3) 税制は「貯蓄から投資へ」を促すに十分か。

リスクとリターンに見合った分かりやすい簡素な税制と理解を進めることが求められている。

<sup>5</sup> 例 取得条項付新株予約権を利用したポイズンピル、拒否権付種類株式（黄金株）、定款による要件加重など

<sup>6</sup> 清算価値ではなく、企業の非定量的な価値も含め、総合かつロングランでの広義の評価をいう

<sup>7</sup> 企業は国・地域を超える実存的存在になっており、それ故に外部環境（社会共同体）との調和や収益分配（還元）が強く求められてくることとなる。今日のコンプライアンス遵守やCSRの必要性議論の高まりもその一環であると考えられる。

<sup>8</sup> わが国では金融商品の監督が省庁の縦割りのため、規制が整合的に捉えられておらずモニター機能が不統一かつ非効率ではないか。



この点、現在の時限的手当てを恒久手当てに修正して投資への流れを支援する政策姿勢を明確にすべきである。

一方、「貯蓄から投資」はリスクを広く薄く社会的に負担しようとするものであり、一部の特定投資者しか利用できない投機的ハイリスク商品の金融市場に及ぼす影響や位置づけを踏まえ、税務上の公平性確保から見て、すべての金融商品（金融投資）を税制上同一視することは適切ではないと考えられる。

(4) 経済社会は、企業の産み出す経済価値に基づく従来の「貨幣経済」から、企業も含めキャッシュフローを生むものが広く金融商品として取引される「金融商品経済」へ移行していると考えられることができる。<sup>9</sup>

これに対しては、企業経営に関わる会計情報と企業価値（清算ないし分解）などとは峻別すべきとし、いわば企業のゴーイングコンサーン（実存性）を重視するのが伝統的会計学の立場であるが両者の考え方に対峙が起こっている。この点の深い分析が必要である。

#### 4. マクロ経済的な影響についての認識・分析

(1) この10年間をマクロで見ると、当初は含み損の顕在化などで企業収益を圧迫したが、その後財務内容が改善し、現在は企業部門が大幅な資金余剰となり金融商品の投資側となっている<sup>10</sup>。最近では企業の設備投資需要に増加の動きが見られるものの、企業側が投資側となるこの状態はマクロ経済的に望ましくない。本来資金の受け手である企業が金融投資を行うのはリスクが集中し過ぎ不健全な筈だからである。企業は実物投資により収益を増加させ、配当や株価を通じてリスクの担い手である個人に還元（スルー（方法）で様々の形を取るが）することが望ましい。また、その結果として法人・個人税収の増加を期待できることともなる。

(2) 最近のM&Aの動きの基本的原因に企業のDCF（ディスカウントキャッシュフロー）信仰があり、経営側の分配還元・投資の戦略が乏しい点が顕著になっている。DCFは企業価値を判断する重要な手法のひとつであるが、将来キャッシュフローの予測方法自体多様であり、株価の形成には投資予定期間や割引率などの要素も影響する。将来キャッシュフローは、どのような企業経営が行われるかに大きく依るものであり、企業経営の視点を考慮しないで投資家の視点からのみの議論をする現在の風潮に対して、経営側からの目に見える行動・メッセージが必要ではないか。

(3) 経営の発想を修正するツールとしてビッグバンの意義は十分にあったが、国際的にもそうであるように、あまりに急ではなかったのか。

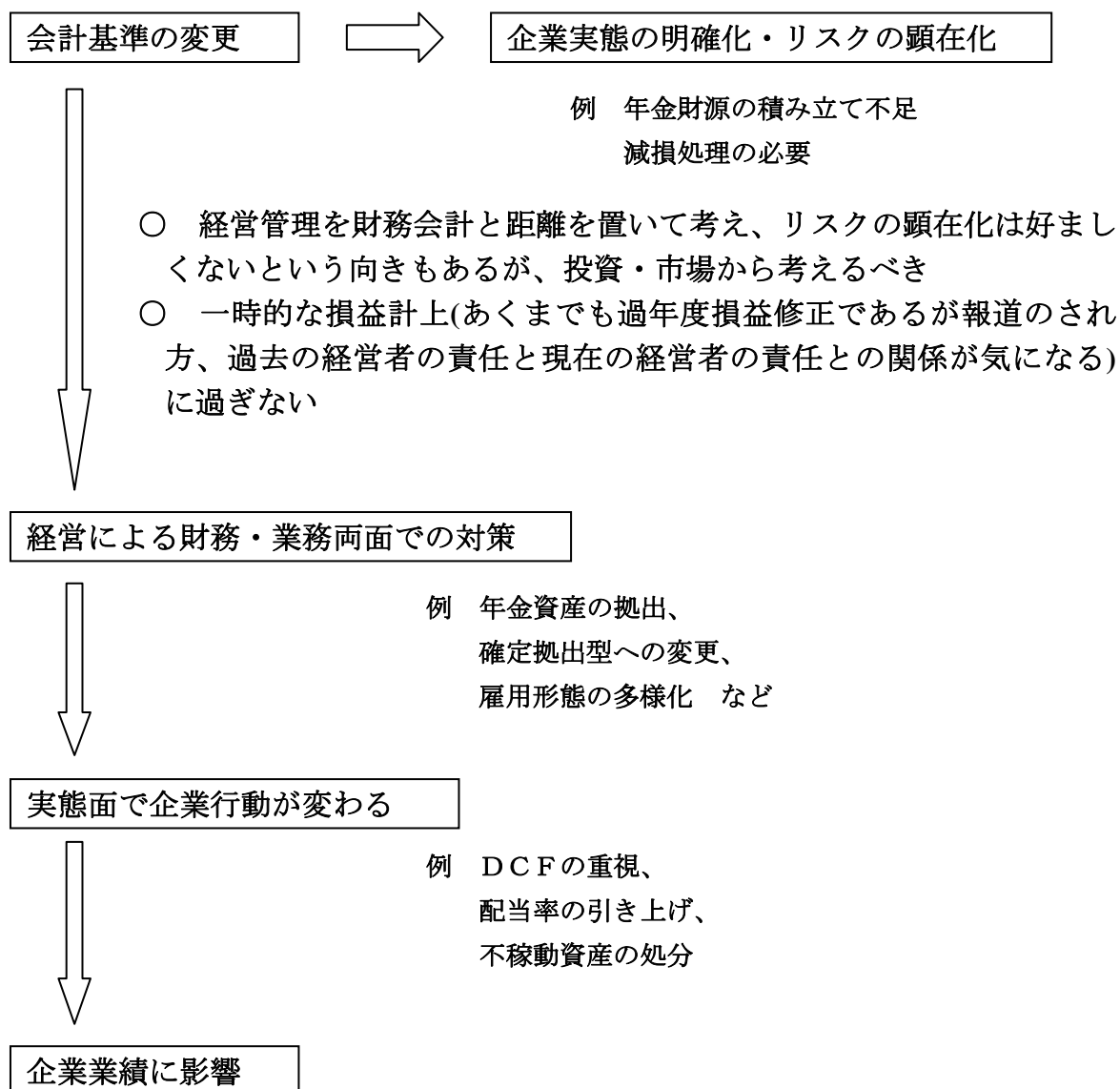
10年を経てもなお依然として経営感覚との遊離や会計という手段が実態を振り回しているといった不満などについて説明・整理されていないことが多い。また、会計基準レベルではうまく日本固有の実態を織込めていない点を修正していくことも残された課題である。これらについては、社会的レベル（各方面）で財務会計の重要性を認識するような対応が、そもそもわが国において

<sup>9</sup> 金融商品経済という用語の定義には慎重であるべきであり、別論したい。

<sup>10</sup> 実証研究には『会計基準の変更と構造改革』財務政策総合研究所浅見康弘次長によるもの（2004年）などがある。

欧米に比して未だ遅れているという要因が大きいと考える。(図3参照)

### 図3. 会計制度の変更は企業業績に影響を与えるか



(4) 企業活動を制御規制するために会計基準を歪めるべきではないことは勿論のことであり(公益企業の会計基準は常にこのリスクを負っている)、今後むしろ企業行動の変化を予測して、政策立案に活かすべきであろう。この点、過去の計数分析が参考になる。<sup>11</sup>実態を開示することで企業年金制度の改革が進んだ好例がある。

今後の実証研究テーマとしては会計制度改革と銀行の行動変化など具体的な検討テーマがあげられる。

<sup>11</sup> 実証分析の例として須田一幸編著「会計制度改革の実証分析」2001年10月など

### Ⅲ 具体的論点整理

#### 1. 投資家の視点の確認作業から

(1) 会計基準の透明性、開示事項の説明の分かりやすさ、開示に関するコストの三面から、今後は市場の良し悪しを投資家が選ぶものになる。そこで、まず「誰のための何のための会計基準か。特定の視点を所与のものとしていいのか」という設問が必要となる。

①会計情報の作成基準は、本来、その会計情報の利用目的に適合する視点から策定されるべきものと考えられる。これまで、「会社法」の観点からは株主と債権者との利害調整や経営者の受託責任の解除を目的とする視点から、「税法」の観点からは公正な課税所得計算や租税政策を目的とする視点から、「証券取引法」の観点からは投資家保護の視点から、会計情報が求められてきた。

とはいえ会計ビッグバン以前は、これらの相違を主に「税法」の視点から調整した一つの会計情報を用いることで、それぞれの法益が大きく侵されることは無かった。考えるに、高度経済成長の中で、投資者の視点が希薄な間接金融中心の資金調達と、株式持合構造の下での証券市場という「マクロ的な背景」と、経済取引自体があまり複雑でなかったこと、期間損益を重視した基本的な考え方を示した会計原則のもとで実際の会計処理を税法で律することに大きな相違が生じなかったこと、個別企業中心の経営であったことなどの「ミクロ的な要因」が相俟ったものと考えられる。一方、直接金融が中心の米国では、早くから投資判断に有用な情報を提供する視点が提唱されており<sup>12</sup>、1978年にFASBが公表した概念フレームワーク第1号<sup>13</sup>において明確化され、その後の会計基準の整備改善に反映されてきた。わが国においても、経済取引の複雑化やグローバル化あるいは多角化のもと、金融取引の一層の自由化、資産デフレなど経営環境の大きな変化の下で、こういった国際的な動向を踏まえ投資家保護の視点から投資情報の有用性を重視した会計基準の整備・改善が行われてきた。さらに、会計基準の開発を担う(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会では、意思決定有用性アプローチを基調としたわが国の概念フレームワークについて研究を行い討議資料<sup>14</sup>を公表するまでに至っている。

②「証券取引法」は投資家が自己の責任に基づき投資判断を行うことができるよう企業情報の開示を通じて投資家保護を図っている。このため、証券市場における投資判断に関する有用性の視点からの会計基準が求められることとなる。

他方、投資家や情報利用者(金融機関を含む)の目的に応じて、他の会計情報を選択することはありうるものと考えられる。ひとつにはベンチャー企業、市場型間接金融などについて、投資判断に必要な会計情報に相違があると考えられる。また証券市場に参入しない中小の閉鎖会社については、金融機関等の利害関係者や経営者の適切な判断に資する範囲において、会計処理に一定の考慮がなされる余地がある。このような会計情報の利用目的を踏まえ、更に、それぞれの開示義務とコスト(情報作成コストと簡略化されるため失われる情報について投資家が負うコストがある)を検討する必要がある。

<sup>12</sup> 意思決定有用性の考え方は、1966年に米国会計学会から公表された『基礎的会計理論』(ASOBAT)に始まるとされている。

<sup>13</sup> Financial Accounting Standards Board.1978. *Statement of Financial Accounting concepts(SFAC) No. 1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise*

<sup>14</sup> 企業会計基準委員会「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」2004.7.2

(2) 国際会計基準（IAS）についてすでに多くの国々で導入されているとの誤解がある。現在、2005年から、EU域内企業の連結財務諸表についてIASの適用が義務付けられるという段階にある。確かに、オーストラリアのようにIASを国内基準化する国も一部あるが、多くは資本市場もほとんどないような国において、IASを容認あるいは任意に採用しているに過ぎない。こういったところではIASが厳格に使われている訳ではないという実態が報告されている。ルール精緻化は投資情報としての有用性を高めるが、一方で、評価や見積の要素も増加し、投資家の視点からはもとより利害調整や課税所得計算の視点からも、会計情報の信頼性の確保が難しいものとなる。この点から、特に証券市場の健全な発展のためには、会計監査や内部統制の信頼性の確保が重要な課題となる。例えば監査能力が不足している市場においてIASを採用すれば会計情報がかえって歪められるおそれもあり、単にIASを採用すれば投資者のためになるという捉え方は短絡的な見方である。

EU域内の国々でも、現状でIASをどの範囲（非上場会社まで）で、どの程度（例えば個別財務諸表まで）採用しているか、あるいは許容しているかには相当バラツキがある<sup>15</sup>。今後、上場企業の連結財務諸表に限ってIASが強制されるに際しても、監査能力の点からすべての国々で同質の信頼性が担保され比較可能な会計情報が提供され得るか、検証していく必要があると考える。

## 2. 一律コンバージェンスという表現は正しくない

(1) 国際的に一律コンバージェンスという表現は正しくない。グローバル化するほどリージョナルなものの特性・必要性は際立つ筈のものである。

「そこでの有用な情報とは何か」それは、その市場や参加する投資家の特性を十分に踏まえた情報である。コンバージェンスの必要性の議論においては、しばしば比較可能性の向上あるいは確保が挙げられるが、比較可能性の名目で本来異なる実態の会計事象が画一化され、有用な情報を提供するとの目的が損なわれる可能性があるという指摘がある<sup>16</sup>。

またアジアの新興市場に一律の基準を求めることは適切ではあるまい。市場経済が発展途上であり市場インフラも十分でない国々に対して、前述のとおり会計基準のみを国際化しても投資家保護にはならない。例えば、強い為替規制が存在するような国の企業では、IASを採用して為替を時価で自国通貨に換算するよりも外国通貨建てのまま計上したほうが投資者に有用な情報となるかもしれない。

会計基準はある程度多様性を踏まえた上でも、むしろ各国の現状に応じた投資リスクを反映した情報を付加するといった形で、日本市場へのアジア企業の参入に柔軟に対応していくことが重要な検討課題である。

(2) 米国基準、IASと日本基準間で投資家が理解不能ほどの大きな実態上の相違が生じているのか<sup>17</sup>。会計基準の異同よりも投資家の保護（理解）の確保が主題となるべきであり、議論が倒立してはいないかという問題がある。このような観点からは、個々の会計基準の相違が、どの程度実際の財務諸表上の数値の差異となって現れ、またそれが投資判断に与える影響の程度を慎重に

<sup>15</sup> 平松一夫・徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一』中央経済社 2005年 参照。

<sup>16</sup> 斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社 2002年 序章参照。

<sup>17</sup> 金融庁作成のEU向けパンフレット

見きわめる必要がある。さらに、実際に金額的には僅少な差異しか生じないような会計基準の場合、特定の会計基準に無理に収束させることと、相違があることを理解して金額的差異を投資判断に織り込んでいくことと、どちらが市場の効率化に資するものかを考量するべきである。

コンバージェンスが会計理論の進化と経済取引（社会）の国際的共通化の結果として達成されていくなれば自然なことで受け止められる。しかし、現在むしろ各国・地域間の市場間競争を背景として、政策的及び政治戦略的に進められている状況が見受けられる。このような現状の下でそもそも国際的視点から見て、会計基準の理論性を競うのかあるいは市場の優劣を競うのか、わが国の主張の弱点はどこにあるのかを明確にし、今後これをどのように戦略だてて克服していくべきかが求められる。

### 3. 企業開示に偏りすぎ

「証券取引法」の開示制度は、株式や社債による企業の事業資金の調達に着目した規制を前提として、事業全体を対象とした財政状態、経営成績等に着眼した開示内容となっている。これは企業開示の発展の歴史から考えても当然のことであるが、現在は、有価証券の発行者のみならず発行される投資対象商品により重点をおいて開示制度を考える段階に入ってきた。市場型間接金融商品としては、小口資金を集散的に専門家が運用する証券投資信託が拡大しているが、さらに事業セグメント単位での資金調達やABSなど特定のリスクとリターンを切り出した資金調達も開発されてきている。これまで、このような場合の開示も、既存の企業開示制度をベースとして記載様式を調整するという対処療法的な対応で凌いできたが、証券取引法の開示規制のあり方からの根本的な議論・検討が必要と考えられる。また今後の投資サービス法（仮称）などの動向を注視する必要がある。

今後は、発行者と発行される金融商品の観点に分けて、それぞれに応じた開示方法を開発することが必要となる。この点においても、投資家本位の考え方が推し進められなければならないことはいうまでもない。

### 4. 金融商品の評価についての信頼性の確保

上述のとおり、証券取引法上は企業開示を中心にカバーしてきたが、今後は、金融商品の評価についての信頼性の確保をどう構築するかについても課題となる。

即ち、投資家からみた投資判断に必要な情報は金融商品の特性に応じて多様なものとなる。したがって、金融商品の勧誘や投資判断において、何らかの加工がなされた会計情報や企業価値情報が求められる可能性がある。このため、多様な金融商品について評価技法の精緻化が必要になっている。その際、企業価値自体は勿論のこと、金融商品の価値算出方法には多様なモデルが競争状態になり、価値算出モデル自身が商品となる。こういった金融商品の提供者<sup>18</sup>による価格情報の信頼性の担保をどう確保するかが課題である。

### 5. 会計の新しい段階への移行期における諸問題

(1) 経営責任と会計責任について、過去の経営による負債の顕在化と現在の経営の責任の相克など

<sup>18</sup> 仲介業者や格付け機関なども含む。

をどう考えるかという課題である。<sup>19</sup>これまでは会計情報がリスクを事前に経営者に感じさせなかった場合が多かったと思われる。今後の制度設計は十分か検証を求める。

企業におけるCEOとCFOの緊張関係が必要条件であるが、その認識に乏しい点はどうか。

会計情報は過去情報であるが、会計監査を通じて経営者が財務上のリスクを自ら認識・評価することを求める形になっているのか。経営者の責務は事業リスクのプラス面とマイナス面を理解し評価した上で開示することから始まるのではないか。既述の通り、CSRなど会計以外の経営リスクの捉え方、事業全般に係るリスク評価技法の確立などが今後の大きな課題である。

(2) 会計基準を規範(制)的に捉えて抑制された企業行動をとるマイナス面が見られる。保守主義や安全性を重視する企業会計自身の経験則的な思考方法は必ずしも論理的なものとはいえない面もあるが、投資家保護に資するとともに経営感覚とも本来的には一致すべきものである。例えば、買収暖簾を償却することについては、会計理論的な面のみならず、コスト要因は合理的範囲でなるべく処理していくことが健全と考える経営者が多く、かつ投資家からも支持されている面があると考える。他方、償却を義務付ける会計基準は、コスト負担面から企業買収を抑制する規制ではないかとの指摘もあり、上記マイナス面を市場の変化を踏まえてどう考えていくか。

(3) 時価変動リスクなどのリスク管理手段の開発は、「金融商品経済」の進展とともにますます必要性を増すが、この点、わが国の金融界は十分な対応能力が得られていないのではないか。一方、特に、巨額の投資資金をもつ国際的な投機者が市場に与える影響に対処するためのリスク管理コストを、各企業、個人に負わせることが社会的に合理的かという問題がある。証券取引法の趣旨からみても、リスク管理の手間やコストによって流通の円滑化が妨げられるとすれば、特定の投機を制限する規制が必要となってくることはないか。この点も明らかにすべき課題である。

## 6. 会計基準の整合性確保

(1) 会計基準の一般に公正な会計慣行としての是認チャンネルは整備されてきたが、一方、規制当局はなお多様であり、ばらばらの各種法令の整合性をどうとっていくか。

まず、当然ながら、現在企業会計原則そのものは健在でありこれまでの会計慣行は基準改訂が行われても直ちにその価値を失うものではない。しかし変革とスピードの現代にあつて、会計基準の公的性格付けや総合的整理が必要となっている。特に、会計基準の解釈や適用方法に疑義が生じた場合などに、適時に対処できるスキームが必要となるのではないか。

(2) なお会計慣行は安定した一つの基準に昇華されていくべきものであるが、更に目的に応じて明確に整理されたルールに多様化(あるいは簡素化)されていくと考えられる。ただし、会計情報を用いた「規制のための基準」や加工された数値等は、会計情報そのものとは区別して考えるべきものであり、従来の混同を強く反省すべきである。

## 7. 将来の安定的スキーム像とトライアングル体制の変化

(1) 商法・会社法上法人の性格が、現在のいわば共同体的実態中心から、営業や金融商品組成のピ

<sup>19</sup> この他会計監査人と経営の責務の分担の問題がある。

一クル化へ拡大していくと考えられる。

株式会社の捉え方としては、これを株主の集合体として捉える法人擬制説あるいは株主集合体説という考え方と、法人を株主と切り離された存在として捉える法人実態説あるいは独立課税主体説という考え方があり。法人税法では、受取配当の益金不算入といった二重課税の回避措置が従来から講じられている点などは法人擬制説に基づくと言われている。

株式会社は、突き詰めれば淵源は個人株主に帰着するはずであるが、わが国では、少数の公開会社と多数の閉鎖会社が株式会社制度のもとで混在している実態を踏まえ、これらを一括りに取り扱うことが適当かどうか検討すべきである。

ただし、公開会社は不特定かつ多数の株主が存在し資本と経営が分離されているといわれるものの、なお法人同士の持合構造が存在しているという問題がある。また閉鎖会社について見ると、法人成りによる税制上の利点を得るために誕生した中小企業ではしばしば経営者自身が支配株主であり、法人と個人の経済計算が混同されているという問題がある。さらにS P Cや投資事業組合などの法人形態に対する捉え方についての整理も必要となろう。

(2) 最近の企業買収の動きをどう捉えるか。会社は株主の「モノ」とまで単純化されるべきではないと考える。また会社を「事業の器」として取引の対象とする一つの金融商品という捉え方もできる。しかし、企業をモノと捉えても、その中身はいわば「モノ、ヒト、カネ」で成り立っており法人という形で行動している。したがって会社が清算される場合は別として、単に個々の財産の売却価額の合計として評価することはできない。買収においても、買収者が自己の経営の下で得られるであろう将来的利益を考慮することになる。

特定のモノ（商品）を裏づけとしたA B Sなどはモノと言えるが、事業を通じて利益を獲得しようとする企業は、時間軸を含め「実存する社会的人格」と捉えるべきである。どう考えるか。

(3) 証券市場においては、投資家に有用な投資情報を提供するとの証券取引法会計の目的を改めて確立する必要がある。学問的にも実務的にも、会計分野は拡大・多様化している。その中でそれぞれの法目的や法制度を無視して、例えば税法で認めているから証券取引法会計でも認めてもいいのではないかといった議論や、証券取引法会計にあるから公会計や環境会計でもそのまま使うべきといった議論が安易になされるおそれがある。ここで企業会計が基本的に外部報告を目的として企業の実態を反映した投資意思決定に資するものという機軸を明確にしておくことが、むしろ他の目的での情報作成基準との調整や整理に役立つと考えられるかどうか。

(4) 会計基準の改革がリスクの顕在化（連結や時価評価など）に繋がった一方で、企業評価の指標としての「期間損益」の重要性は大きく変わっていないと考える。会計情報に織込まれるリスクとしての時価情報と投資判断のための企業価値情報とは明確に区分する必要がある。企業価値情報については、投資家の多様な評価に資するため、多面的にプラス・マイナスの両面を組み入れた価値判断手法が求められることになろう<sup>20</sup>。ただし、投資家が企業価値を判断するため未開示の会計情報などは積極的に提供されるべきであるが、先述の通り手法が未整備であり、企業自身はその価値を金額的に示すことは必ずしも適当ではないと考えるかどうか。

<sup>20</sup> 産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産小委員会「中間報告」2005年6月10日 参照

(5) 証券取引法会計、税法、商法の関係は乖離すべきものか。関係をいかに整理するのか。

三者はこれまで実態的にはひとつのものとして運用されてきたが、本来の目的はそれぞれ異なり、ひとつのものと捉えることを所与とする必要はない。実態・実務上多くの部分が重なっているとの認識に立ち可能なものは調整していくという姿勢がよいと考えられる。(そのための具体的調整の場が必要となるが、そこでは法律・政省(府)令・通達・基準・実務指針などの内容が決まる前に調整を進めて、処理上の実務的な不具合について検討することなどが考えられる。)

次に、会社法においても、証券取引法により有価証券報告書を提出する大会社には連結計算書類の作成が義務付けられているが<sup>21</sup>、証券取引法による開示との関係上、果たして商法に連結決算まで取り入れる必要はあるのかという問題がある。

EU 域内における I A S の適応義務付けは上場会社の連結財務諸表を対象としており、現状では各国の会社法による個別財務諸表にまでは強制されていない。ドイツやフランスが連単分離であるように、税法と商法は個別財務諸表を共通とし、証券取引法と商法間で連結財務諸表を共通とするとの整理によれば、個別決算における会計と税務の直接的な繋がりを解消でき、従来の三角形的なトライアングルの考え方から二辺での考え方を明確に示す事となるがどうか。ただし、この場合米国やEUでは開示されない個別財務諸表の開示の要否という問題も生じる。これは欧米に揃えることでいいと考えるがどうか。こういった制度上の整理が重要な検討課題である。

(図4参照)

(6) これまで確定決算主義はチープコストであるとされ、守るべきものとされ過ぎてこなかったか。これについて「確定決算主義」については、商法上の確定した決算において費用又は損失として処理すること(損金経理)を指す意味で用いられる場合もあるが、本来の「確定決算主義」とは、適法な商法決算を根拠とした申告納税の筈である。

例えば、減価償却費は商法上の決算で損金経理していなければ課税所得上は損金とならない規定となっている。これは減価償却費や引当金のような内部取引については、その経理が恣意的に行われないように、確定した決算という会社の意思決定を経て損金として認めるという趣旨である。しかし、会計上本来行うべき減価償却を行わず利益を水増しした決算を作成し、これに基づき課税所得計算を行うこともできることとなる。確定した決算といっても現状では中小の閉鎖会社において、会社の意思決定として必ずしも適法に行われているとは限るまい。むしろ恣意的に損金算入時期を選択できることとなり、期間損益を操作して、一定期間の所得に課税する法人税の課税所得を歪めることを是認しかねない。<sup>22</sup>また確定決算主義において、商法上の決算が違法とされた場合、これを基礎とした課税所得決算や申告が適法といえるのかという問題もある。これらは商法上実効性の問題ではあるが、税法上確定決算主義とは商法決算の適法性を少なくとも前提とする(実務安定的に考えれば担保する)のでなければならない。この点、適法でない場合には損金についても修正する一方、監査などによる公正担保措置を使って確定した決算が監査適法と認められる場合には、税法上も企業の実態に応じ一定の幅をもった判断を可能とする必要がある。

<sup>21</sup> 会社法第444条によれば、証券取引法と実質的に同じ連結計算書類が有価証券報告書による開示よりも先に提供されることになる。

<sup>22</sup> 減価償却費をいつ計上するかは期間損益のずれの問題ではあるが、税法上は欠損金の繰越期間の制限があるので、欠損期間は減価償却費を計上せず黒字転換後に減価償却費を計上することにより結果的に課税所得を操作できることになる。

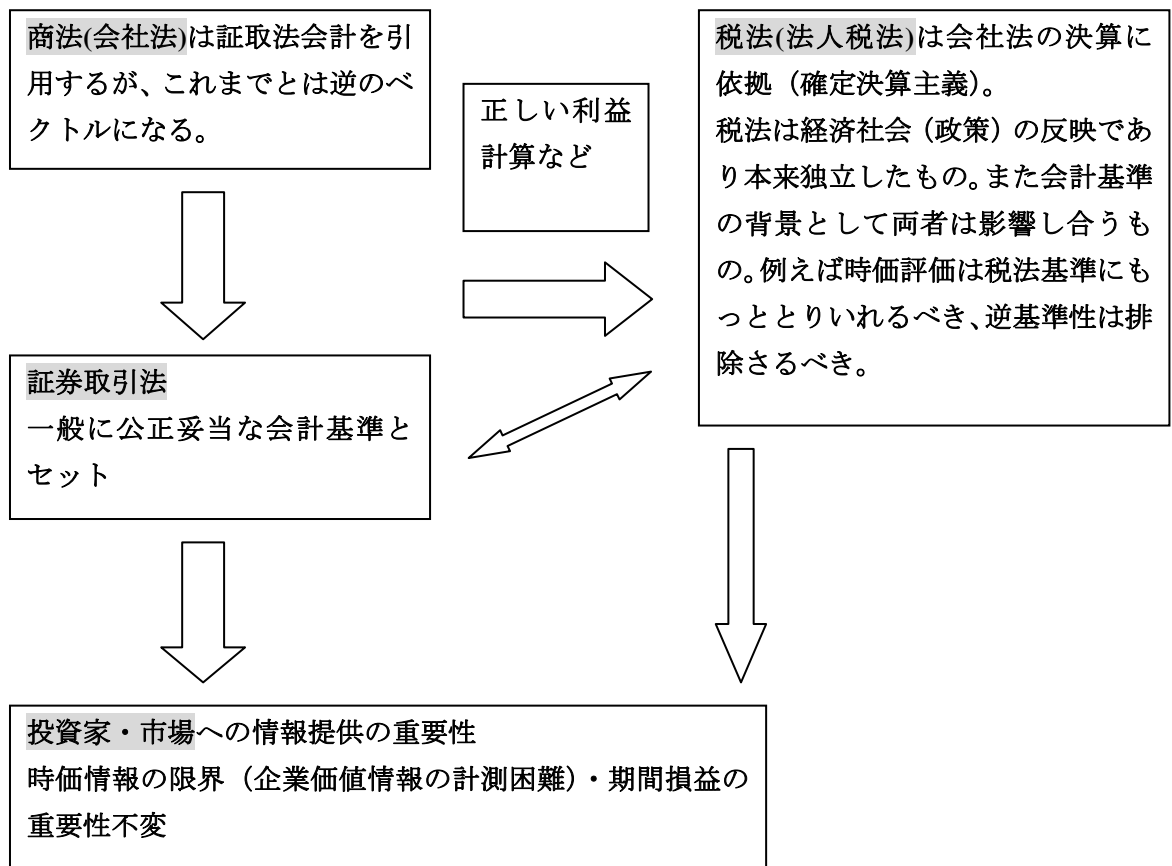


## IV おわりに

これまで述べてきたことを大略フローチャートにしたものが下記の図5である。本稿ではこれらを認識すべき構造（総論）と問題提起(各論)に構成して述べている。

過去の評価についても会計監査開示の役割の明確化についても、手法も含め、共通の理解が得られていない点やどう処理するかにあって何を共通の利害目的に置くのか、実戦向きの戦略的立論や研究が広範囲に求められているように考えた。今後、当研究会でも各メンバーにそれぞれの視点から、具体的課題を掘り下げていただき、企業会計から税制に至る将来像の面的な広がりのある研究を続けることを提案する。

図 4



## 図5

### 市場

- 市場のグローバル化・インテグレイト化
- ITの進展による金融商品の拡大、時間軸の短縮化

### 商品・参加者

- 金融工学的商品と新規投資需要の拡大
- 多様な価値観を持つ投資家(株主)の混在  
(株主還元・短期的なパフォーマンスの要求)
- 企業とその構成要素の価値の複雑化
- 環境変化に即応する企業の多様な対応振り

### アクション

- 市場の重要性、株主中心の考え方が浸透徹底
- 一方で過度の市場中心的発想や株主中心のステークホルダーの考え方への反発
- 経営感覚との大きな乖離の溝、時価会計の限界の顕在化や会計の保守的見方の再評価など

### 現時点での問題点

- 中長期的経営戦略と市場環境間のギャップ拡大（市場は会社は誰のためのものか）
- 株主還元の遅れ、企業の手持ちキャッシュフロー増加
- コンプライアンス・CSR 軽視による不祥事の頻発
- 監査の質(外部監査、内部統制ともに)、成果が本格的に評価される段階に
- 会社法の大改正を踏まえた今後の税制上の対応(特に基礎的概念の構築や税制改正の方向性など)